

特集

徳島自衛官部落差別事件判決と今後の課題

大川 一夫

要約

徳島県自衛隊内部で生じた部落差別発言事件は、被害者の真に望んだ、差別発言に至る原因究明や加害者からの真摯な謝罪には至らず、かえって加害者のその後の対応が、より被害者を傷つけるものとなった。そして、自衛隊はもとより、行政も解決に寄与しなかったため、被害者は裁判を提起せざるを得なくなった。地裁、高裁と続いた裁判は、いずれも加害者の行為を一部不法行為と認定して、損害賠償を命じたものの十分なものといえず、そこには司法の限界もあり、今後課題を残した。

一 はじめに

二〇〇三年三月に、徳島県で自衛官同士の部落差別事件が発生した。本稿は、この徳島県で起こった自衛官同士の部落差別事件について報告するとともに、差別規制のあり方等、関連する問題について論ずるものである。

一審判決は、徳島地裁において二〇〇五年一〇月二五

日、被告Tに対して、金三万円の支払を命じ、控訴審判決は、高松高裁において二〇〇六年九月五日、一審判決よりも一〇万円増額して被告Tに対して金四五万円の支払を命じた。原告はこれを不服として現在最高裁に上告中である。

本件のことの発端は、自衛官T氏がカラオケスナックで被差別部落出身の同僚自衛官を前にして、『四つのお願い』を歌うのは部落民』と発言したことにより、この

発言自体は「無知」から発した可能性もあるが、その誤りを指摘されたT氏は謝罪するどころか、かえって発言をエスカレートさせていったという事案である。

一番の裁判では、徳島県現地の弁護士が担当し、特に部落解放同盟の支援もなかったが、控訴審では一転し、弁護士は大阪から、松本健男、桜井健雄、在間秀和、(主任)竹下政行、丹羽雅雄、そして私大川一夫が担当するとともに部落解放同盟も全面的に支援した。

以下、事案の概要から順次述べる。

二 事案の概要

この事件の被害者H氏と加害者たる相手方T氏及びその妻K氏の三者は、いずれも海上自衛隊自衛官であり、H氏とT氏は事件当時、徳島教育航空群に所属していた同僚同士である。つまり本件は同僚同士の間で生じた事件である。

このH氏とT氏の両名は、二〇〇三年三月二〇日に仲間と共にスナックへ行ったのだが、そこでH氏を前にして、T氏が部落民一般に対する差別発言をした。その内容は四本指を示しながら、「『四つのお願ひ』の歌は部落の人間しか歌わないから、この歌を歌う人は部落出身だ』

と言ったというものである。被差別部落民であるH氏は直ちにそれは差別発言であることを指摘した。なお、H氏はこの時点で自らが被差別部落民であることは明らかにしておらず、またT氏も発言時に目の前のH氏が被差別部落民とは思っていない。そのような状態でT氏は部落差別発言を行い、そしてその発言自体が「差別」であるとの指摘を受けたものである。本来なら、その発言が差別であることを指摘されれば謝罪するのが誠意ある態度であろうが、指摘を受けたT氏の真摯な謝罪は一切なく、それどころか、その後、日をおいて、かえって差別発言を繰り返したのである。即ち、同年五月ころにT氏はH氏に向かっておおむね以下のような発言を行った。

- a. 「あれ見て、フェンスに囲まれて隔離されている地区、あれが部落だよ」と妻(被告K氏)から聞いた。
- b. (競走で)一般身分(五本指)の子が一着、部落の子(四本指)が三着なのに、一着が鉛筆で三着がノートである。
- c. (部落民は)お金がないから服が汚い。
- d. 部落の子どもは親がお金をやらないからスーパーで万引きする。
- e. (部落民は「以下同じ」)NHKの放送受信料を支払わない。

f. 住宅の家賃も支払わない。
 g. 門に大きな石を飾り、お金のあるふりをしているが、掃除ができていなくて家が汚い。
 h. 言葉が汚い。
 i. 身分が低い。
 j. 運転免許の取得が無料である。
 k. 嘘をつく。
 l. 常識がない。

極めてひどい内容のものであり、H氏がT氏にやめるようにと注意してもやめず、T氏はHを替えてその後も同様の差別発言を繰り返した。被害者H氏はここに至って自ら部落民と宣言したが、T氏はおざなりな対応をしたのみで真摯な謝罪はなかった。ここまでの事実経過のなかで、後に裁判となつてからT氏側はおおむね事実を認めるも、①四本指を示す動作をしたか否か、②差別発言の文言の一部について行ったか否か（具体的には上記発言のうちf、i、jは言っていないというのが、T氏の主張である）、③差別発言の回数が二回か三回か、などで争いに至つた。ところで、T氏がこのような差別意識を持つたのは、結婚後、T氏の妻K氏の偏見による影響が大きく、しかも、その妻K氏は、T氏から本件の相談を受けた後にH氏と金銭解決を目指したり、H氏の抗議を

あたかも恐喝されたかのようにとらえて自衛隊の上司のもとに駆け込んだりしたのである。それを機に、H氏は、一旦は（差別事件の被害者でありながら）恐喝事件の加害者のような扱いを受けるに至つたのである（なお、自衛隊警務隊は、H氏の恐喝行為はなかったと最終判断した）。差別発言を受けたH氏にとってみれば、なぜ差別発言が生じたのかという原因究明と真摯な謝罪が目的であり、金銭などは要求していなかった。にもかかわらず、加害者T氏側はH氏との間でしきりに金銭解決を画策した。H氏としては金銭解決を目指したり、H氏を恐喝犯扱いするT氏の妻K氏そのものが到底許せるものではなかった。H氏は法務局にも相談した。法務局は差別発言であることを確認したが、それは差別発言が生じた原因究明とT氏側の真摯な謝罪にはつながらなかった。

かくて、H氏はT氏夫婦に対して、T氏が一連の差別発言を行ったことと、妻K氏が恐喝被害を受けたと申告した行為に対して、損害賠償を求め、二〇〇四年八月二十六日に徳島地方裁判所に提訴したのである。

H氏にとってみれば、T氏の差別発言とその後の不当な対応もさることながらT氏の妻K氏自身も許せないものであった。そもそも、T氏に部落差別意識を植えつけたのはT氏の妻K氏である上、その後の対応も前述のと

おり、単に金銭による上辺だけの解決を目指すという極めて問題の大きいものであった。しかし、ある者が差別行為を行ったときに、その者に対して差別意識を植えつけたということだけで、その責任を問えるかどうかは極めて難しいものがあり、この一審においても、T氏の妻K氏に対して、H氏は「H氏に恐喝されたと申告した行為」のみを責任の対象とした。

三 一審の経過

一審においては、自衛隊の調査の記録等の他に、H氏、T氏、その妻K氏の三人の証人尋問が行われた。裁判は二〇〇五年一〇月二五日に判決が下され、その内容はT氏に対して不法行為を認め、金三万五万円の支払を命じた。T氏の妻K氏に対してはその責任を認めず請求棄却である。H氏は判決内容を不服として、T氏と妻K氏の両名に対して直ちに控訴した。

四 一審判決の評価

この事件は社会にあまり知られることなく、前述のとおり一審は、H氏の代理人として徳島県の弁護士が担当

したが、控訴審においては、部落解放同盟の支援のもとに、松本健男弁護士以下、大阪の計六名の弁護士が担当することとなった。

その時点で、本件は大きく分けて、①裁判の対象とした事実についての問題と、②裁判の対象としなかった事実の問題があった。以下、二点に分けて論ずる。

1 裁判上の問題

事実経過の概略は前述のとおりであるが、一審判決の事実認定にはいくつもの誤りがあった。判決は差別発言があったという大筋は認めたものの、差別発言の内容や回数に誤りがあるうえ、更に大きな誤りは以下の二点であった。即ち、

① T氏が二〇〇三年一〇月に「反省文」を作成したことは一度もないにもかかわらず、六通の「反省文」を作成したとしていること、

② H氏が「お金の話」を持ち出したことはないにもかかわらず、H氏から「お金の話」を持ち出したとしていること、である。

①の反省文は、事件後、T氏が反省の意を示して作成したものとされるが、H氏は全くこのような「反省文」を示されることがない。T氏側が裁判対策用に後に作成

した疑いの強い文書である。証拠として出された「反省文」は違う日に書かれたものといながら、実際はまるで一時に作られたように全く同じパターン、同じ筆跡である。また「反省文」という手法自体が何者かに知恵をさずけられたものではないかとの疑いも残る。

さてまず、一審判決の評価であるが、T氏の行為を不法行為として認めたこと自体は評価できる。原審では、和解の話し合い過程で、裁判官は「差別発言は、故意ではない限り、違法とするのは難しい」という趣旨の発言をしていたそうである。この意味は、直接的には、発言者がその言葉を「差別発言」と知らない場合については「故意」はないという意味であろうが、一方、特定の人物に対する差別発言ではなく、不特定者への差別発言は違法といえるのか、という論点とも類似しており、裁判官はこのような場合は違法でないと考えていたようである。この点の問題点については後にもう一度論ずる。さてこの裁判官の発言を前提にすれば、一審判決は請求棄却かと思われるところ、一部認容している。その論理構成は、「差別発言」のみをとらえての違法認定ではなく、その後の「真摯な謝罪をしなかった等の点と結合させ、いわば「合わせ技」をもって違法行為としたものである。故意・重過失の差別発言はそれ自体「違法行為」であ

るのは明らかだが、軽過失（無教育のゆえににそれが「差別発言」と知らなかったなど）の場合に、その発言だけをとらえて違法行為とするのは、現在の裁判ではなかなか認められにくいところ、差別発言後、「差別」と指摘された後の言動・態度と合わせて評価するという「手法」をもって、結果として違法と認定したこと自体は評価できる。

しかし、この一審判決は、問題点も極めて多かつた。

第一は、事実認定に誤りのあることである。原判決が証拠を丹念に検討したとは思えず、安易に加害者たる被告の主張に依拠した認定が目立つ。つまり、一審の経過においてT氏側は、自らの差別発言を認め、その意味で事実経過の大筋を認めていたといえる。それゆえ、裁判所の役割は原告双方の言い分の違う点を証拠に照らして認定することである。にもかかわらず、一審の裁判所は、本来判断すべき事柄に対しておよそ証拠を丹念に検討しているとは思えず、これが極めて安易に一方の被告の主張によって認定されたのである。

第二は、慰謝料の額の低いことである。精神的苦痛に対する慰謝料の低さは、差別事件固有の問題ではなく名誉毀損やその他の不法行為にもいえる共通の問題である。しかし、本件では、差別行為の違法性や被害者の損

害を軽視しているものではないかという問題点がある。

第三は、何よりもT氏の妻K氏の責任を認めなかったことである。本件事件を生んだ背景として、実際は妻K氏の役割は大きい。本件のような差別発言を生む偏見を植え付けた者の責任などをどうするか、という問題にもつながるのである。

2 裁判の対象としなかった事実の問題

以上、裁判上の問題点を挙げたが、本件では、裁判の対象としなかった事柄についての問題点もある。例えば、本件事件に対して、国の組織の構成員たる隊員のT氏が差別事件を起こしただけでなく、事件発生後、国は何ら積極的に解決案を講じていない。その意味で使用者責任と自衛隊（国）そのものの国賠責任が生ずるのではないかとの問題はある。

更にT氏の妻K氏に対して、そもそも、T氏が部落差別意識を形作ったのは、その妻K氏（とその一族）の影響であったところ、その責任を問えないのか、という基本的な問題がある。

これらのように裁判の対象としなかった問題は、ある意味では大きな問題であるが、社会的、運動的に解決されるべき事柄として、結局、裁判では挙げなかった。

以上のような過程を経て、我々は控訴審のH氏代理人を受任したのであるが、始まったばかりの控訴裁判所の対応はかなり厳しいものであった。即ち、第一回口頭弁論期日前の裁判所との事前打合せでは今にも「第一回」だけで結審しかねない様相だったのである。そこで弁護団としては前述問題点に対応して、例えば、差別を受ける側の苦痛の立証のために、現在も続く差別事件や差別による被害を立証していくなど、原審では行われなかった立証活動を積極的に行うなどの方針をとることにして、控訴審では、一審判決を大きく前進させるしかないと考えた。

五 控訴審の経過

既に述べたとおり、一審判決には、①事実認定、②慰謝料額、③妻K氏の責任、という三点について問題があった。

以上の問題を克服すべく我々弁護団は取り組んだ。①については、事実認定を変えるために更なる証人申請を行うこと、②については、差別の苦しみについての多数の書証を提出すること、③については、T氏の妻K氏に対する請求原因を再構成すること、である。

控訴審は次のように進んだ。

(1) 第一回口頭弁論(二〇〇六年二月二十四日)

裁判所がこの日で結審しかねない様相であったことは前述のとおりである。しかし、部落解放同盟の支援もあって傍聴席は満員となった。H氏側はこの日までに、控訴状と詳細な控訴理由書を提出した。一方、被控訴人側は、一審の主張で「十分である」と述べて、極めて消極的であった。

ところで、本件のような傍聴席を満員とするような事件の「第一回」においては、訴訟の第一回にあたっての本人の意見陳述を行うことがある。控訴人H氏も裁判所に対してそれを望んだが、残念ながらこの第一回では認められなかった。しかし、満席の傍聴席をまえにしたためか、裁判所は第二回口頭弁論で控訴人本人の意見陳述を認めるとしたのである。

(2) 第二回口頭弁論(五月九日)

この日は前記のとおり、H氏自身の意見陳述が行われた。いうまでもなくこの日も傍聴席は満席である(判決日に至るまで全て満席であった)。ちなみに被控訴人側は全ての期日において代理人弁護士のみである。そして、この期日において、控訴人は「差別」に関する多数の書証を提出した。そして五名の証人申請を行った。ところ

が、裁判所は「調べる必要はないでしょう」と却下して、証人申請は行わないこととした。もつとも、この判断をするについて、三人の裁判官は一端法廷から控え室へ戻り、一〇分以上も待たされた後の「却下」の決定であったため、裁判所としても証人を採用するか否かについてそれなりに検討したことは想像できる。

(3) 第三回口頭弁論(六月三日)

この日は、控訴審で証人尋問が行われなかったことを受けて、H氏自身の陳述書など書証を提出し、また控訴審における最終準備書面を提出するとともに、竹下弁護士が要点を要約して弁論した。

以上が判決に至るまでの控訴審の経過であるが、控訴審における被控訴人の対応は極めて消極的であり、何ら積極的な訴訟活動は行わなかった。

六 控訴審判決の内容

二〇〇六年九月五日、高松高裁の控訴審判決が言い渡された。判決結果は、冒頭に述べたように、T氏にのみ金四万五千元の支払を命じた。控訴審判決は、全体で九頁しかなく、実質的な判決理由といえる裁判所の判断部分は四頁半しかない。そしてその内容は基本的には一審判

決をほとんど維持し、変更点と付加する点のみを判決で記したから、極めて簡単な判決となっているのである。

つまり、本件事件の「違法性」がどこにあるかについて「差別発言」と「その後の不誠実な対応」の合わせ技でもって違法とする基本的な考えは変わらない。

では、どのような変更点、付加点があったか。

控訴審判決は、事実認定を一部変更し、また、結論としては一審判決同様妻K氏の責任は認めなかったが、注目すべき理由が付加されている。

1 事実認定

(1) 差別発言回数について、一審判決が二回としていたのが、控訴審判決では三回とした。この回数についてはH氏主張のとおりである。しかしながら、控訴審判決は次のように付加している。「なお、本件差別発言は、主として、被控訴人Tが、被控訴人Kの両親と養子縁組して被控訴人Kと婚姻する際に、被控訴人Kの両親から聞いた内容に基づくものであり、被控訴人Tとしては、本件差別発言当時、発言内容は真実であると信じていた。こうした発言を聞いた控訴人は、被控訴人Tに対し、人は皆平等であって、今の時代に差別制度はない、差別発言によってどれだけ人の心が傷つくか考えるべきである

などと言って、被差別部落に対する差別発言をやめるよう忠告を重ねたが、被控訴人Tは真剣に耳を傾けることなく、これを聞き流すような態度でいた」。

後者の認定は、差別発言後のT氏の不誠実な対応を示すものであり、このような認定をする意図はわかる。しかし、前者の認定はどうか。差別発言を行った者が、その発言内容を真実と信じていたとき、違法性の存否や違法性の程度にどう影響するかという問題がある。

控訴審判決がわざわざこのような認定をしたことは、おそらく違法性の度合としては低いとみている可能性がある（損害金の金額の小ささからしても）。この点については、後にまた論ずる。

(2) 次に、反省文である。
反省文について、控訴審判決は次のように記した。「同判決一〇頁二五行目の『反省文を』から二六行目の『あったが』までを『同月中旬ころ及び翌一月中旬ころに、反省文(乙2ないし7)を作成して、その一部については控訴人に見せたこともあったが』に改め、同一頁一行目の『(乙2ないし7)』を削る」。

余談であるが、従来の高裁判決はこの引用のように原判決(一審判決)を前提にして変更点のみを記するという方法であった。そのため、控訴審判決だけを読んだので

は正確にはわからず、原判決をも手元において読み比べないと全体像がわからないという形式であった。そのようなわかりにくい高裁判決に対して、昨年、最高裁の裁判官が批判した。以後、控訴審判決だけ読んでもわかるように一審判決の変更点を示すものではなく、変更後の全文を判決としているわかりやすい高裁判決も増えてきている。

横道にそれだが、本件高裁判決は、形式的には、従来の旧方式によっており、それはまた、高裁判決は基本的には一審と変わらない、ということを形式的にも示唆しているのである。但し、この反省文については「一部」H氏に見せたという、やや中途半端な認定となっている。(3)更に「お金の話」をどちらから持ち出したかである。

これについては控訴審判決と変わらないが、以下の点を付加している。「平成一五年一〇月上旬にYから、控訴人が本件差別発言により深く傷ついており、被控訴人らの謝罪を求めている旨聞かされた被控訴人Kは、被控訴人Tに事情を確かめた上、控訴人に謝罪するよう助言し、これを受けて、被控訴人Tが同月八日、控訴人に対し、『飲み代、飯代を出すので、今度、食事に行かないか。』などと言って、食事に誘ったものであるところ、被控訴

人Tの上記発言は、控訴人と話合いの上謝罪する機会を設けたいとの気持ちから出たものであったと認められる。もつとも、誠意ある謝罪を求めていた控訴人には被控訴人Tの真意が伝わらず、かえって控訴人の気持ちを逆なでするような結果となっており、被控訴人Tがより直截な謝罪の言葉を用いなかった点は惜しまれるところではあるが、上記発言の趣旨等にも照らせば、これをもって控訴人に対する不法行為を構成するものとはまでは到底認め難い。「被控訴人らは、本件差別発言問題についての解決の具体的な糸口を見いだせないまま、裁判を避けたいとの気持ちから、金銭解決を図りたいと考えるようになっていったものであり、他方で、控訴人も、本件差別発言問題につき裁判の可能性を否定せず、同月一〇日の話し合いの際には、裁判となった場合には慰謝料、弁護士費用やその他の経費として総額三五〇万円くらいかかるかと、反省文の内容によっては減額も可能であると言った話をしているのである」。

長い引用をしたが、前段は、差別発言後のT氏の行動について、発言の趣旨が「謝罪する機会を設けたい」と気持ちであったことをもって免罪し、また、後段について、H氏が裁判となった場合の金額として「三五〇万円くらいかかる」と話をしたことを認定している。

(4) その他の「事実認定」に関する争点としての、四本指を示したか否か、差別発言の文言については一審判決のとおりである。

2 妻K氏の責任について

妻K氏に対する責任も、一審判決同様認められていない。控訴審判決は次のように述べる。「平成一五年一月下旬ころ、被控訴人Kが控訴人に電話をして、控訴人が本件差別発言問題につき裁判を起こすつもりがあるかどうか、裁判にならないようにするためにどのようなたらよいかと尋ねたり、同年一月二日ころ、被控訴人Kの母が控訴人に電話をして、被控訴人Tの健康状態を引き合いに出しつつ、控訴人に対して裁判を起こすのをお願いとどまるよう頼んだりしたことが認められるところ、(中略)本件の経緯等にかんがみれば、上記のような控訴人とのやりとりは、被控訴人らにおいて、本件差別発言問題についての解決の具体的な糸口を見いだせないまま、裁判を避けたいとの気持ちから、被控訴人側なりに事態打開に向けての打診ないし模索的な動きをしていたものと見るのが相当であって、事実の解明と真摯な謝罪を求める控訴人の気持ちを逆なでするものであったとしても、上記のような行為の趣旨等に照らすと、それ

が直ちに控訴人に対する不法行為を構成するものとまでは認め難いというべきである」。妻K氏の行動がH氏の「気持ちを逆なでするものであった」ということは認めているが、結果として妻K氏の違法性は認めていない。

七 控訴審判決の評価

控訴審において、被控訴人T氏側の訴訟行為が極めて消極的であったことは前述のとおりであり、一方、控訴人が多数の書証を提出したことも前述のとおりである。それゆえ、控訴人としては事実認定の大きな変更を期待したのだが、結果的にはわずかな変更でしかなかった。判決の基本部分は一審と同様といえよう。

それゆえ判決の評価も一審判決とほぼ同様である。(1)二審の経過(当方は大量の書証を出し、相手方は極めて消極的)からして、判決は当方に有利な事実認定となることは予想できた。

しかし控訴審判決は、妻K氏については、控訴人の受けた苦痛を(「逆なで」という表現ではあるが)認めつつも、他方、妻K氏の意図(事態解決へ向けてのもの)を被控訴人の主張どおりの認定としている。

(2)これらの点について、被控訴人T氏、妻K氏等の

証人尋問を行えば、事実認定は変わったか、という論点がある。

①被控訴人丁氏関係は、証人尋問を行えば、更に控訴人有利に「事実認定」が変わった可能性はある。しかし、そうであっても、慰謝料額が増えるかは疑問である（日本の裁判では精神的苦痛の慰謝料の額は少ない）。

②妻K氏関係は、証人尋問を行っても（妻K氏の行為が事態解決へ向けての目的からであるかどうかは、妻K氏の内心の意思の問題であるゆえ）事実認定は変わらなかった可能性が高い。

(3) 控訴審判決の評価

①合わせ技とはいえ、部落差別発言が違法であることを認定したこと自体は評価できる。この点は、一審判決同様である。

②他方、控訴審では証人尋問を行わず、拙速に裁判が進められた。このこと自体が問題である。無論、前述のとおり、証人尋問を行っても、結論が同じであった可能性は極めて高い。しかし、そのことと、当事者の納得のためという意味をもつ証人尋問を行うか否かととは別問題である。

③一審判決よりも金一〇万円増額となったとはいえ、それでも慰謝料の金額は低い。このことは、不法行為法

一般の問題でもあるが、部落差別の理解という点でも問題であろう。

④妻K氏の行為が、控訴人に対して感情を「逆なで」したことは認めつつも違法とはしなかったのは、問題である。

不法行為における違法性とは、①被侵害利益と②侵害行為の態様との相関関係でみるというのが通説であるが、本件はこの①②とも裁判所に届かなかったのであり、本件のような事案で、どのように主張立証を重ねていくべきかというのが今後の課題である。

八 差別発言の違法性について

1 「無知」からの差別発言について

前項までに長々と徳島自衛官差別事件判決について述べてきた。以下には、本件判決に関連し「差別発言」一般の違法性について述べる。まず、発言者が差別と認識しない「差別」発言、即ち本件判決と同じ事案についてである。しかしいくら無知とはいえ、その行為は客観的には差別行為であり、「法の無知は許さず」の原則からすれば違法である。しかし、真に無知なら「違法」であ

るとしてもその責任は問えないであろう。もともと、「真に無知」かどうかの認定は厳密にされなければならぬ。しかし、その上で「真に無知」なら、差別行為の違法性は認められても「責任」は阻却される。本件判決は、その後の対応との「合わせ技」で違法としたことはこれまでに繰り返し述べてきたところである。しかし、「合わせ技」とする手法ではなく論理的には「無知」でも違法性は変わらないとして、その後の対応により、その「無知」は許される場合と許されない場合があると考えられるべきものと思われる。

2 不特定多数への差別発言について

本件事案は、その発言を「差別発言」と認識していなかったという問題の他に、特定人に対して向けられた「差別」でなく、部落民一般に向けられていた、という問題もある。「不特定多数」に対する差別発言は、一般には違法でないとされている。例えば「大阪人は〇〇××だ」というのは、いくら「〇〇××」がひどい内容でも損害賠償の対象とならないとされている。但し、一見、表現上は「不特定多数」を対象としているようでも実質的に特定人を差別するときは、違法性を帯びていることは明らかである（「大阪人は〇〇××だ」と言いながら、目の前

の特定の大阪人を差別する場合など）。しかし、特定人ではなく、文字どおり、不特定多数への差別発言を損害賠償の対象とすべきかどうかは難しい問題である。司法の役割が基本的には、個々人の被害の救済を第一義とするものであることを考えると、文字どおりの「不特定多数」への差別は司法以外の別の救済方法を考えるべきであろう。

3 私的発言の差別性について

私的発言は、公的発言と違うかという問題がある。即ち、公的な発言でない、私人間のたわいない私的発言についてはその差別発言は大層に考えるべきではないという考えである。

本件事件とは異なるが、いわゆる松阪商事件（本号、桜井論文参照）において、差別発言者の側が「たわいない私的発言」と主張している。これはあたかも差別落書は「所詮『落書き』だ」としてその違法性を低く見る手法に類似している。

しかし、私的発言であろうと、落書きであろうと、「差別」は「差別」である。本件判決も私的発言であることは何ら考慮しておらず、私的発言の論理は通らなかつたといえる。

4 差別意識を植え付けた者への責任

本件においても問題となったように、差別発言を行った者のみの責任ではなく、発言者に差別意識を植え付けた者に対して責任を問えるのかという問題はある。

しかしこの点は、先述の「不特定多数」への差別発言同様、個別の特定人への差別行為でない以上、責任を問うのは難しい。特定の差別行為を煽動する場合は別であるが、法的な責任を問うのは難しく、「教育」「啓発」によるしかないであろう。

九 今後の課題

本件において、H氏の思いとは別に裁判所で十分な解決ができなかったことは、これまでに繰り返し述べてきたとおりである。

(1) 法務省

徳島地方法務局長は、H氏の二〇〇四年一月五日の申告に対し、被控訴人T氏については差別発言による人権侵犯の事実があると認め「説示」の措置を講じたとし、その妻K氏については、人権侵犯の事実の有無を確認することができなかったため、人権侵犯事実不明確の決定

をした上で、今後とも同和問題の正しい理解に努めるよう「啓発」を行ったとしている。

しかし、これは何ら実質的な解決になっていない。「説示」「啓発」を実質的なものにあらしめることが必要である。

(2) 自衛隊

妻K氏から恐喝の申告を受けて調査し、結果そういう事実はない、とのことで終了している。しかし、本件については、自衛隊自身に差別を生む土壤があるのではないかという問題がある。また、事件後、自衛隊内で起こった差別事件を自衛隊内で解決していない問題がある。しかし、いずれにおいても、法的責任を問うのは難しい。

(3) 裁判

裁判に限界のあることは、これまで述べてきたとおりである。

(4) 差別規制のあり方

以上を踏まえると、差別規制のあり方については現在の司法救済では不十分であり、行政規制が必要ということがわかる。本件事件は、それを明らかにした一例といえよう。